



ネイチャーSBTs目標設定ウェビナー

ネイチャーSBTsガイダンスの 改定箇所の解説

2024年12月6日

目次

1. 目標設定プロセスの振り返り
2. ガイダンスの改定による変更点
3. まとめ

1. 目標設定プロセスの振り返り

ネイチャーSBTsのプロセス

ネイチャーSBTsでは、以下の5つのステップにより、対処すべき経済活動、圧力カテゴリ、サイトを特定し、科学的な根拠に基づいた目標を設定したうえで、経済活動による自然への圧力を回避・低減、または自然を復元・再生するための行動をとり、進捗状況を追跡・報告することを求めている。

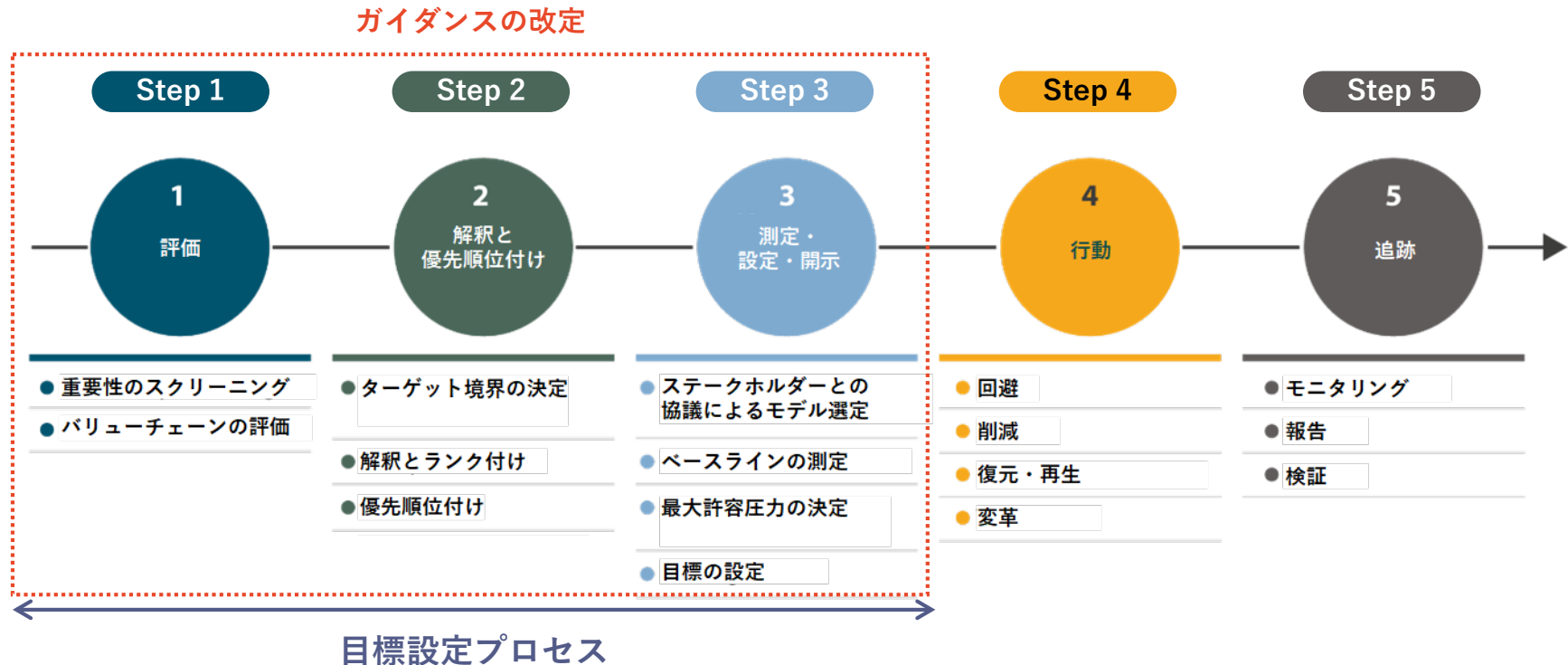


図 ネイチャーSBTsのプロセス

注) SBTN Guide for Readers Accompanying text for Steps 1-3に弊社加筆・修正

Step 1の流れ

検討フロー

Step 1a：マテリアリティスクリーニング

- Materiality Screening Tool (MST) を用いて、自社が自然に対して大きな影響を与えていると想定される（マテリアリティの大きい）経済活動と圧力カテゴリを特定する
- 自社が生産している製品、あるいは購入している商品やその原材料の中から、自然に大きな影響を及ぼすコモディティであるHigh Impact Commodity (HIC) に該当するものを特定する

Step 1b：バリューチェーンの評価

- 直接操業やサプライチェーン上流の活動を行うサイトの位置情報を特定する
- 直接操業やサプライチェーン上流の活動を行うサイトにおいて、マテリアリティの大きい圧力カテゴリごとに、自然の状態（+生物多様性の状態）や自然への圧力の大きさを評価する

Step 2の流れ

検討フロー

Step 2a：ターゲットバウンダリの決定

- 位置情報の特定レベルを踏まえて、上流の活動を行うサイトを 目標を設定する活動・サイトとトレーサビリティの確保に努める活動・サイトに振り分ける
- 自然状態に関するデータと圧力の大きさに関するデータの空間解像度をそろえる（空間解像度の調和）

Step 2b：解釈とランク付け

- 自然状態に関するデータと圧力の大きさに関するデータのレンジをそろえる（正規化）
- サイトにおける自然状態（+生物多様性の状態）・圧力の大きさを考慮して、目標設定に対するサイトの優先順位を決定する

Step 2c：優先順位付け

- Step 2bの結果に加え、ステークホルダーの社会課題、経済活動の自然への依存度、自社の戦略、規制/評判リスク、目標設定の実現可能性等の、その他の観点を考慮して、サイトの追加的な優先順位付けを行う

FreshwaterのStep 3の流れ

取水量削減目標

1

流域の望ましい河川流量を達成するために、
淡水取水量を削減する目標

■■年までに▲▲流域における取水量を
●●m³/年まで削減する

窒素・リン排出量削減目標

2

流域の望ましい栄養塩濃度を達成するために、
淡水域への栄養塩負荷量を削減する目標

■■年までに▲▲流域における窒素排出量を
●●kg/年まで削減する

目標設定の流れは共通

Step 3a：ステークホルダーとの協議による モデル選択

- ・ サイトにおける水関連のステークホルダーを特定する
- ・ ステークホルダーとの協議により、目標設定に使用するモデル（目標設定アプローチ）と望ましい閾値を特定する

Step 3b：ベースラインの算定

- ・ 直近5年間の圧力（取水量 or 窒素/リン排出量）の平均値をとることで、自社由来の圧力のベースラインを月別に算定する

Step 3c：圧力の削減率の算定

- ・ 特定したモデルを使用して、望ましい閾値を達成するために流域全体で必要な圧力の削減率を特定する

Step 3d：目標設定

- ・ 自社に許容される最大の圧力を算定し、自社固有の目標を設定する

LandのStep 3の流れ

- 目標により設定手法が大きく異なる

自然生態系転換なしの目標

1

すべての自然生態系の直接的・間接的な転換を止める目標

■■年までに自然生態系の転換を伴わない▲▲の調達100%を達成する

対象コモディティの整理
及び
サプライチェーンの段階の特定

原産地の位置情報の整理
及び
Natural Lands Mapによる土地分類の特定

目標設定

ランドフットプリント削減目標

2

農業生産システムの世界的な占有を削減し、理想的には生態系の回復のために土地を開放する目標

■■年までに▲▲に由来する農地面積を◆◆年比で●●%削減する

対象コモディティの整理

目標設定アプローチの決定

目標設定

ランドスケープエンゲージメントの目標

3

自然環境の大幅な改善に繋がる行動を可能にするため、地域で行われているイニシアチブに参画する目標

▲▲に取り組み、■■年までに生態学的・社会的条件を大幅に改善することを約束する

ランドスケープの優先順位付け
及び
イニシアチブの調査

イニシアチブの成熟度の評価
及び
ランドスケープの決定

行動計画の策定

2. ガイダンスの改定による変更点

ガイダンスの改定の概要

Step 1 ガイダンス & Step 2 ガイダンス

変更点の概要

- ・ 評価対象に関する変更
- ・ マテリアリティ分析の手法の限定
- ・ 正規化の方法に関する変更
- ・ 優先順位付けの方法に関する変更

2023年5月



2024年7月



Freshwater Step 3 ガイダンス

変更点の概要

- ・ モデルの選択に関するオプションの追加
- ・ 削減の必要がないことが明白の場合の目標の取り扱いに関するオプションの追加
- ・ 目標期日の設定に関するオプションの追加



Land Step 3 ガイダンス

変更点の概要

- ・ 【目標1】 目標の条件に関する変更
- ・ 【目標2】 目標の対象外であるコモディティの明確化
- ・ 【目標3】 ランドスケープイニシアチブの最低要件に関する変更



主な変更点一覧

< Step 1 ガイダンス & Step 2 ガイダンスにおける主な変更点 >

ステップ	変更点の概要	主な変更点
Step 1a : マテリアリティスクリーニング	評価対象に関する変更	- 上流の活動として特定するHigh Impact Commodity (HIC) は、生産投入物として購入している商品 (包材も含む) やその原材料に限定 - HICには、畜産物の飼料として使用されたEUDR対象コモディティを含めなければならない要件が追加
	マテリアリティ分析の手法の限定	マテリアリティ分析の手法について、柔軟なアプローチが削除され、Materiality Screening Tool (MST) を用いる規範的アプローチに限定
Step 1b : バリューチェーンの評価	評価対象に関する変更	- 直接操業の評価対象サイトに、事業所以外の活動場所 (物流倉庫、建設現場など) を含めなければならないことが明確化 - 上流の評価対象となる活動が、生産投入物として購入している商品 (包材も含む) やその原材料の生産に限定 - 上流の評価対象となる活動について、HICを含まない商品の場合は、サプライチェーンのどの段階でも許容されるオプションが追加 - 上流の評価対象となる活動について、HICを含む商品のカバー率の閾値が90%に低下 (ただし、EUDR (欧州森林破壊防止規則) 対象コモディティは100%カバーしなければならないことが明文化)
Step 2a : ターゲットバウンダリの決定	—	—
Step 2b : 解釈とランク付け	正規化の方法に関する変更	正規化は、圧力の大きさとSoNPの両者に対して0-1の範囲になるように実施するルールが追加
	評価対象に関する変更	水利用と水質汚染カテゴリについて、特定の条件を満たすサイトをStep2b以降の検討対象から除外できるオプションが追加
	優先順位付けの方法に関する変更	総合的なランク付けは、IP (圧力の大きさとSoNPを掛け合わせたもの) のランクとSoNB (生物多様性の状態) のランクを交互に用いて実施するルールが追加
Step 2c : 優先順位付け	優先順位付けの方法に関する変更	Step2dがStep2cに統合され、最優先サイトの特定を除くいずれかの方法により、必ず追加的な優先順位付けを行わなければならない要件が追加

主な変更点一覧

< Freshwater Step 3 ガイダンスにおける主な変更点 >

ステップ	変更点の概要	主な変更点
Freshwater Step 3a : ステークホルダーとの協議によるモデル選択	モデルの選択に関するオプションの追加	- ステークホルダーとの協議において、特定の条件を満たした場合に、最優先サイトにおいてもグローバルモデルアプローチを採用できるオプションが追加 - 特定の条件を満たした場合に、複数種類のステークホルダーとの協議ではなく、単独のステークホルダーとの協議によりローカルモデルアプローチを採用できるオプションが追加
	削減の必要がないことが明白の場合の目標の取り扱いに関するオプションの追加	ステークホルダーとの協議において、流域における望ましい閾値が満たされていると判断された場合に、モデルを使用することなく、ベースラインを維持する目標が削減率が0%より大きい任意の目標を設定できるオプションが追加
Freshwater Step 3b : ベースラインの算定	—	—
Freshwater Step 3c : 圧力の削減率の算定	削減の必要がないことが明白の場合の目標の取り扱いに関するオプションの追加	ステークホルダーとの協議において、流域における望ましい閾値が満たされていると判断された場合に、モデルを使用することなく、ベースラインを維持する目標が削減率が0%より大きい任意の目標を設定できるオプションが追加
Freshwater Step 3d : 目標設定	目標期日の設定に関するオプションの追加	削減率が25%を超える場合に、目標期日を「提出日から10年以内」に延長できるオプションが追加

主な変更点一覧

<Land Step 3 ガイダンスにおける主な変更点>

検討ステップ	変更点の概要	主な変更点
Land Step 3 : 目標1：自然生態系転換なしの 目標	目標の条件に関する 変更	- 対象コモディティの分類が、EUDR (欧州森林破壊防止規則) 対象コモディティ (大豆、牛(乳を除く)、パーム油、木材、カカオ、コーヒー、ゴム) とその他の転換促進コモディティに変更 - 原産地の土地の分類が、自然林、転換ホットスポット、その他の自然地、非自然地に変更
Land Step 3 : 目標2：ランドフットプリント 削減目標	目標の対象外である コモディティの 明確化	非木材林産物や購入した廃棄物は、目標の対象外であることが明確化
Land Step 3 : 目標3：ランドスケープエン ゲージメント目標	ランドスケープイ ニシアチブの最低 要件に関する変更	ランドスケープイニシアチブにおける、空間スケール、マルチステークホルダーグループの参画、集団的な目標と行動、情報開示システムに関する最低要件が追加

Step 1a & 1b：上流の評価対象に関する変更点

タスク

- **Step 1a**：購入している商品やその原材料の中から、自然に大きな影響を及ぼすコモディティであるHigh Impact Commodity (HIC) に該当するものを特定する
- **Step 1b**：サプライチェーン上流の活動を実施している場所において、自然の状態や自然への圧力の大きさを評価する

改定後

改定前

Step 1a

上流の活動から特定するHICは、生産投入物として購入している商品（包材も含む）やその原材料に限定

上流の活動から特定するHICは、購入しているすべての商品やその原材料から特定

Step 1b

評価対象となる上流の活動は、生産投入物として購入している商品（包材も含む）やその原材料の生産に限定

評価対象となる上流の活動は、購入しているすべての商品やその原材料の生産、サービスが該当する

購入している商品等の区分

生産投入物



企業が新製品に加工、変換、統合するために取得する商品であり、その過程で消費され、廃棄物や副産物になるもの。包装材も含まれる。卸売業や小売業の企業にとっては、再販するために取得する商品が該当する。

その他の財



企業が操業、管理、保守などを可能にする目的で消費するすべての財が含まれる。事務用品や小型機器、家具、従業員の飲食物、制服、会社の機械の予備品や交換部品などが該当する。

資本財



他の財を生産・加工・変形・製造・貯蔵・流通させるため、サービスを提供するため、内部業務や支援活動を可能にするための長期使用を目的とした耐久財。産業機械や設備、車両、インフラ、建物、コンピューターや通信機器などが該当する。

サービス



旅行、輸送、流通、委託管理、食事、宿泊、さらに金融・保険サービスなど、企業が取得するあらゆるサービスが含まれる。

Step 1b：上流の評価対象に関する変更点

タスク

- Step 1b：サプライチェーン上流の活動を実施している場所において、自然の状態や自然への圧力の大きさを評価する

改定後

改定前

上流の評価対象となる活動について、HICを含む商品の場合は、サプライチェーンの各段階のうち自然への影響が最も大きい段階（原則はゆりかご段階）が対象となるが、HICを含まない商品の場合は、サプライチェーンのどの段階でも許容される（例えば1次サプライヤー）

上流の評価対象となる活動について、サプライチェーンの各段階のうち自然への影響が最も大きい段階（原則はゆりかご段階）が対象となる

対象

サプライチェーン上流

直接操業



影響：大

影響：中

影響：小

対象

サプライチェーン上流

直接操業



影響：大

影響：中

影響：小

HICを含む

HICを含まない

サプライチェーン上流

直接操業



影響：大

影響：中

影響：小

サプライチェーン上流

直接操業



影響：大

影響：中

影響：小

対象

いずれの段階も対象とすることが可能

Step 1b：上流の評価対象に関する変更点

タスク

- Step 1b：サプライチェーン上流の活動を実施している場所において、自然の状態や自然への圧力の大きさを評価する

改定後

改定前

上流の評価対象となる活動について、HICを含む商品は90%以上を評価対象とする必要がある。また、EUDR対象コモディティは100%評価しなければならない

上流の評価対象となる活動について、HICを含む商品は100%評価しなければならない

対象

対象

EUDR対象コモディティ



EUDR対象コモディティ



90 %

10 %

EUDR対象コモディティ



EUDR対象コモディティ



100 %

Step 2b：評価対象に関する変更点

タ
ス
ク

- **Step 2b**：Step 1bで評価した自然状態や圧力の大きさを踏まえて、サイトの優先順位付けを行う

改定後

水利用と水質汚染カテゴリについて、以下のすべての条件を満たすサイトをStep2b以降の検討対象から除外できる
(ただし、除外は全サイトにおける圧力の合計値の10%まで)

- ① サイトの位置情報が目標設定に必要なレベルで特定されている
- ② サイトにおける圧力の大きさが、全サイトにおける圧力の合計値の1%未満
- ③ サイトの自然状態が健全（グローバルモデルで削減率0%）

改定前

いずれの圧力カテゴリについても、Step1bで評価したすべてのサイトに対して優先順位付けを行う必要がある

Step 2c：優先順位付けの方法に関する変更点

タ
ス
ク

- ・ **Step 2c**：自然状態や圧力の大きさ以外の観点を考慮して、サイトに対する追加的な優先順位付けを行う

改定後

Step2cにおいて、以下の3つの観点のうち、必ず1つ以上の観点を追加的な優先順位付けを行う必要がある

- ① 評価対象サイトにおけるステークホルダーの社会的な課題の解決
- ② 評価対象サイトにおいて実施している活動の自然への依存の大きさ
- ③ 戦略・リスク・実現可能性
 - ✓ 自社の戦略における優先度、自社のビジョン・ミッション・理念・方針等との整合
 - ✓ 事業またはサイトにおける財務的な重要度
 - ✓ 今後対応が必要となる規制の存在
 - ✓ 事業またはサイトにおける評判リスクの大きさ
 - ✓ Step3に必要なデータ（圧力の1次データなど）の入手状況
 - ✓ サプライヤーや子会社との関係性

改定前

Step2cおよびStep2dにおいて、自然状態や圧力の大きさと異なる観点（左記のような観点）を考慮して追加的な優先順位付けを実施することが推奨されるが（Step2dは実現可能性、Step2cはそれ以外）、必須ではない

Freshwater Step 3a & 3c : 削減の必要がない場合の目標の取り扱い

タスク

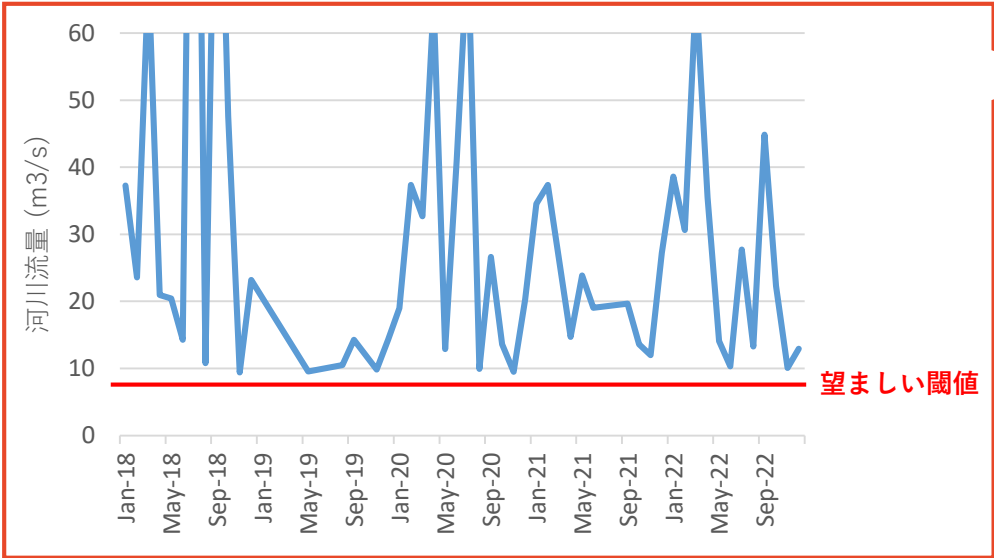
- **Step 3a** : ステークホルダーとの協議を踏まえ、目標設定に使用するモデルと望ましい閾値を特定する
- **Step 3c** : Step 3aで特定したモデルを使用して、望ましい閾値を満たすために必要となる圧力の削減率を算定する

改定後

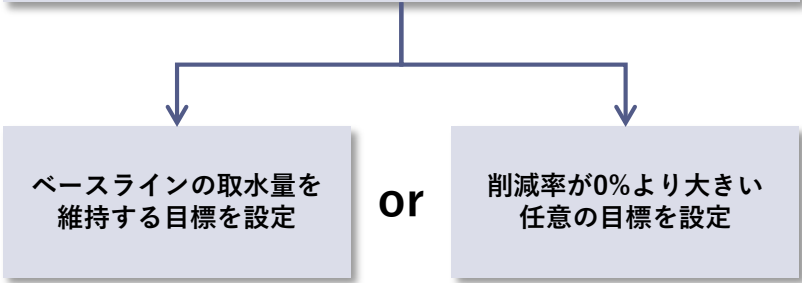
ステークホルダーとの協議において、すでに流域における望ましい閾値が満たされていると判断された場合は、その閾値が自然を保護するものであることを証明できれば、モデルを使用することなく、ベースラインを維持する目標か削減率が0%より大きい任意の目標を設定できる（方法論は問わない）

改定前

特定したモデルを使用し、削減の必要がないことが確認された場合は、ベースラインを維持する目標を設定する



ステークホルダーとの協議において、河川流量の実測値を踏まえ、すでに流域における望ましい閾値が満たされていることについて合意が得られた



Freshwater Step 3d：目標期日の設定に関する変更点

タ
ス
ク

- **Step 3d**：Step 3bで算定した圧力のベースラインとStep3 cで特定した圧力の削減率を踏まえて、企業固有の目標値を決定するとともに、目標期日を設定する

改定後

削減率が25%未満の場合、目標期日は「提出日から5年後」に設定する必要がある
削減率が25%を超える場合、目標期日は「提出日から10年以内の期日」に設定できる

改定前

削減率の大きさにかかわらず、目標期日は「提出日から5年後」に設定する必要がある

Land Step 3 – 目標1：目標の条件に関する変更点

タスク

目標1_自然生態系転換なしの目標

- 対象コモディティやコモディティの原産地の土地分類に応じて設定すべき目標が異なるため、対象コモディティの整理やNatural Lands Mapによるコモディティ原産地の土地分類の特定を行う

改定後

対象コモディティは以下に分類され、どちらに該当するかで設定すべき目標が異なる

- EUDR対象コモディティ (大豆、牛(乳を除く)、パーム油、木材、カカオ、コーヒー、ゴム)
- その他の転換促進コモディティ

原産地の土地は以下に分類され、どれに該当するかで設定すべき目標が異なる

- 自然林
- 転換ホットスポット
- その他の自然地
- 非自然地

改定前

対象コモディティは以下に分類され、どちらに該当するかで設定すべき目標が異なる

- グローバルに転換を促進する コモディティ (EUDR対象コモディティ以外にトウモロコシやサトウキビ等を含む)
- 地域的に転換を促進するコモディティ

原産地の土地は以下に分類され、どれに該当するかで設定すべき目標が異なる

- 自然林
- 核となる自然地
- その他の自然地
- 非自然地

Land Step 3 – 目標1：目標の条件に関する変更点

改定前

サプライチェーン の段階	原産地の土地分類	目標	
		グローバルに転換を促進するコモディティ	地域的に転換を促進するコモディティ
第一集約地点の 下流からの調達	自然林	2025年までに森林減少を伴わない調達100%を実現	
	自然林以外の核となる自然地	2025年までに自然生態系の転換を伴わない調達80%を実現 2027年までに自然生態系の転換を伴わない調達100%を実現	2027年までに自然生態系の転換を伴わない調達80%を実現 2030年までに自然生態系の転換を伴わない調達100%を実現
	核となる自然地以外の自然地	2027年までに自然生態系の転換を伴わない調達80%を実現 2030年までに自然生態系の転換を伴わない調達100%を実現	2030年までに自然生態系の転換を伴わない調達100%を実現

注) Land Technical Guidance Step3 v0.3 (SBTN) より弊社作成

改定後

サプライチェーン の段階	原産地の土地分類	目標	
第一集約地点の 下流からの調達	自然林	2025年までにEUDR対象コモディティに対して、森林減少を伴わない調達100%を実現	
	転換ホットスポット	2027年までにEUDR対象コモディティに対して、転換ホットスポットにおける自然生態系の転換を伴わない調達100%を実現	
	すべての自然地	2030年までに転換を促進するその他のコモディティのすべてに対して、すべての自然地における自然生態系の転換を伴わない調達100%を実現	

注) Land Technical Guidance Step3 v1.0 (SBTN) より弊社作成

Land Step 3 – 目標3：ランドスケープイニシアチブの最低要件

タ
ス
ク

目標3_ランドスケープエンゲージメントの目標：

- ・ ランドスケープイニシアチブに参画して、その地域における自然環境等の改善に取り組む
- ・ 参画する（している）ランドスケープイニシアチブの成熟度を評価した上で、成熟度に応じて行動計画を策定

改定後

赤字：アップデートによる追加箇所

基準1：空間スケール

ランドスケープイニシアチブが影響を及ぼす範囲は、生態学的領域や行政区域に沿って定義されていなければならない。このような定義がなされていない場合、その範囲は10,000ha以上でなければならない

基準2：マルチステークホルダーグループの参画

関連するステークホルダーのビジョンとニーズが、イニシアチブの設計・実施・モニタリングに含まれていなければならない

- ・ 3つ以上のステークホルダーグループがランドスケープイニシアチブのいずれかの段階に参加しなければならない
- ・ 協定に関して参加ステークホルダーが署名を行い、パートナーシップを正式なものとしなければならない

基準3：集団的な目標と行動

自然と人間に対する集団的な目標と行動がなければならない

- ・ 1つ以上の環境目標と1つ以上の社会目標を含む、3つ以上のランドスケープ目標が特定され、各目標に測定可能なマイルストーンが含まれなければならない
- ・ ランドスケープ目標の達成を目的とした集団行動計画が策定され、公開されていなければならない

基準4：情報開示システム

イニシアチブで行われた活動や投資を共有する、透明性のある報告・提示・情報システムがなければならない

- ・ 行動計画に盛り込まれた活動の進捗を示した報告書が定期的に作成されなければならない
- ・ ランドスケープにおける生態学的・社会的状態（ランドスケープ目標に関連する指標を含む）のベースラインと、より新しい結果が評価され、公開されていなければならない
- ・ 上記の評価結果は、独立した組織によって検証されていなければならない

3. まとめ

まとめ

本講演では、ネイチャーSBTsガイダンスの改定による変更点の一部について、概要を説明した。

- パイロット企業による目標設定への取り組みで得られた教訓を踏まえ、Step1～Step3のそれぞれのガイダンスが改定された
- 改定による変更点は、評価対象に関する変更や評価・分析手法に関する変更、意思決定におけるオプションの追加など多岐にわたるが、全体的に企業がネイチャーSBTsに取り組みやすくなる方向で行われている
- 特に、Step 1bにおけるサプライチェーン上流の評価対象に関する変更は、企業がネイチャーSBTsに取り組む負担を減らす重要な観点である



YACHIYO
Engineering